

【ストーカーへの対応は・・・！】

入居者の快適で安全な生活を願うオーナー様へ

ここ数年、世間ではストーカーの被害が相次いでいるようですが、当社にもそのような理由で部屋を住み替えたい、というお客様が来店されることがあります。

ストーカー行為とは

- 1, つきまといや待ち伏せ
- 2, 行動の監視
- 3, 乱暴な言動
- 4, 面会や交際の要求
- 5, 無言電話や連続ファクシミリ
- 6, 汚物などの送付
- 7, 名誉を害する
- 8, 連続した性的嫌がらせ

日頃から注意したいこと

- 1, 外出時、玄関、窓の鍵を必ず掛ける
- 2, 夜道の一人歩きに注意
- 3, 宅配便は相手をよく確認する
- 4, 在室時にも部屋に鍵、チェーンを掛けておく
- 5, エレベーターに乗るときはベルのそばに
- 6, 相手が不明の電話でやたらと話さない
- 7, 名簿やアンケートもむやみには書かない

相談先

- ・京都府警レディース110番 075-411-0110 平日AM9:00－PM5:00
- ・警視庁「警察総合相談センター」 03-3501-0110 AM8:30－PM5:30

現在被害に遭っていて警察に相談したくても緊急の110番をするのはためられるとき。このダイヤルで事情を話し、相談できる機関。女性の相談員もいる。

最近は本当に物騒な事件が多いです。

このような件で入居者の方からオーナー様にご相談がありました時に、お役に立てただければ、と思います。

まず、オーナー様の方で簡単に出来るストーカーの対策としましては、**ピッキングに強い錠前に交換する**、という方法があります。

ピッキングに強い錠前についてはまたの機会に詳しくご紹介させていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。